

議案第11号

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

工場用地の取得に伴う奨励措置として土地取得奨励金を新たに設けるため。

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例

西脇市産業立地促進措置条例（平成17年西脇市条例第 126号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 土地取得奨励金の支給 企業施設の設置に必要な土地（本市が所有する土地は除く。）の取得に対して、当該土地に係る取得費の100分の15以内の額（5,000万円を限度とする。）を奨励金として支給。ただし、土地取得の日の翌日から起算して2年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手がある場合に限る。

第5条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第3条第3号に定める土地取得奨励金の支給にあつては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- ア 企業施設の設置に必要な土地の面積が5,000平方メートル以上であること。
 - イ 企業施設の設置に必要な土地の取得費が5,000万円以上であること。
 - ウ 企業施設の設置に当たり、新たに常時雇用する従業員で、市内に住所を有するものが、操業開始日に20人（中堅企業にあつては10人、中小企業にあつては5人、小規模企業にあつては2人）以上であること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第3号の規定は、この条例の施行の日以後に西脇市産業立地促進措置条例第5条の規定により指定された企業について適用し、同日前に同条の規定により指定された企業については、なお従前の例による。